

財団法人兵庫県社会保険協会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人兵庫県社会保険協会（以下「協会」という。）寄附行為第20条第1項に規定する常勤の役員（以下「役員」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、本俸、管理職手当、通勤手当及び期末手当とする。

(報酬の支給)

第3条 本俸、管理職手当、通勤手当は、その月の月額全額を毎月17日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌々日）に支給する。

2 期末手当は、6月15日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌々日）に支給する。

(本俸)

第4条 役員報酬月額は次のとおりとする。

(1) 専務理事

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律95号。以下「一般職給与法」という。）で定める行政職俸給表（一）7級17号から49号相当額の範囲内で支給する。

(2) 常務理事

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律95号。以下「一般職給与法」という。）で定める行政職俸給表（一）7級1号から29号相当額の範囲内で支給する。

2 会長は、一般職給与法、民間企業の役員報酬等その他の事情を考慮して、前項で規定した範囲内で俸給の月額を増額又は減額することができる。

(管理職手当の月額)

第5条 管理職手当の月額は本俸月額に100分の18を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用し、かつ、その運賃を負担することを

常例とする役員に対して支給する。

- 2 通勤手当の支給については、一般職給与法に規定する通勤手当に準ずる。

(期末手当)

第7条 期末手当は、毎年6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して支給する。

- 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において当該役員が受けるべき本俸月額及び管理職手当月額の合計額に、6月に支給する場合には、100分の215、12月に支給する場合には100分の230を乗じて得た額とする。

- 3 前項に規定するもののほか、期末手当の一時差止処分その他期末手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する期末手当の例による。

(報酬の支払方法)

第8条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべきもの及びその役員が報酬から控除することを承諾したものの金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、職員の例に準ずるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

財団法人兵庫県社会保険協会役員退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人兵庫県社会保険協会（以下「協会」という。）寄付行為第20条第1項に規定する常勤の役員（同第16条第3項に規定する常務理事。以下「役員」という。）に対する退職手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 退職手当は役員が退職し、又は解任された場合にその者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職又は解任が次の各号に掲げる場合は、この手当は支給しない。

- (1) 在職年数が1年に満たない場合
- (2) 禁固以上の刑による処分の場合

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、退職の日における本俸月額に、次の各号の区分に従い、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 在職期間1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 在職期間11年以上の期間については、1年につき100分の111

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間は引き続いて在職した期間について、次に掲げる方法によって計算する。

- (1) 在職した期間は、任命の日の属する月から退職した日の属する月までの月数。
- (2) 在職期間に1年未満の端数を生じたときは、12分の月数を乗じるものとする。

(端数処理)

第5号 第3条の規定により算出した支給額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第6条 役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役員を命ぜられたときは、その者の退職手当の支給に関しては、引き続き在職したものとみなす。

第7条 第2条に定める遺族の範囲は、次に掲げるところによる。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の関係にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主として、その収入によって生計を維持していた者
 - (3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当の支給を受ける順位は、前項各号の順位により、前項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ同号に掲げる順位によるものとする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が、2人以上ある場合は、その人数により等分して支給する。

（実施に関し必要な事項）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、職員の例に準ずるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。